

いしかり観光サポーター制度設置要項

令和 5 年 6 月 1 日施行

令和 6 年 7 月 17 日改定

(趣 旨)

第 1 条 市民による観光まちづくりを推進するとともに、市の観光 P R や地域振興等に支援・協力をしていただける市民等を募集するため、いしかり観光サポーター制度を設けます。

(活動内容)

第 2 条 いしかり観光サポーター（以下「サポーター」という。）は、次に掲げる役割を担っていただきます。

- (1) 市の自然環境や食の魅力、歴史・文化、観光名所、特産品等の観光 P R の協力
- (2) 市の観光 P R 等を目的としたイベント等の運営協力や補助
- (3) その他の市の観光振興や地域振興等に資する取組

(登録資格)

第 3 条 サポーターとして活動する意欲のある 18 歳以上の方はどなたでも登録できます。ただし、18 歳未満であっても保護者の同意がある場合には登録できることとします。

(登録方法)

第 4 条 サポーターとして登録を希望する方は、いしかり観光サポーター登録申請書（別記第 1 号様式）を、持参又は郵送、F A X、メールにて石狩市産業振興部観光課に提出してください。なお、登録は随時受け付けています。

- 2 サポーターは、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに変更事項を同課にご報告ください。

(登録期間)

第 5 条 サポーターの登録期間は、登録された日から当該日が属する年度の 3 月 31 日までとします。

- 2 サポーターから登録取消の申し出がない場合には、翌年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで登録期間を更新することができるものとします。

(活動経費)

第 6 条 サポーターの活動に対して、原則として謝金はお支払いしません。

(登録の取消)

第7条 サポーターが次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、市はその登録を取り消すものとします。

- (1) 本人から登録辞退の申し出があったとき
- (2) サポーターが公序良俗に反する行為、又はサポーターとしてふさわしくない行為をしたとき
- (3) サポーターと長期にわたり連絡不能となったとき
- (4) その他、市が登録を取り消す必要があると認めたとき

(サポーターの責務)

第8条 サポーターは、その活動を行うに当たり、次に掲げる責務を負うものとします。

- (1) 安全の確保に十分配慮すること
- (2) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行わないこと
- (3) 危険のある行為、又は他人の迷惑となる行為を行わないこと
- (4) 営利活動、政治活動及び宗教活動において利用しないこと

2 サポーターは、その活動中の事故に対する補償を市に対して求めることはできないものとします。

3 サポーターは、第1項に掲げる責務を果たさない、又は第2条に掲げる活動内容を逸脱すること等により、第三者又は市に損害を与えた場合には、当該サポーターが全ての責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

(補 足)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この要項は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年7月17日に改正する。